

公立保育所等における紙おむつの定額制サービス仕様書

この仕様書は、公立保育所等における紙おむつの定額制サービスに係る提供事業者の募集手続きにおいて、提供されるサービス内容を示す仕様である。この仕様書に定めがない事項については、茨木市（以下「市」という。）と提供事業者が協議の上で決定する。

1 サービス名

公立保育所等における紙おむつの定額制サービス

2 実施期間

令和5年12月1日から令和8年11月30日まで

※利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえて、実施期間満了前にサービスを終了する可能性がある。また、実施期間満了後も、あらためて公募等を実施してサービスを継続する可能性がある。

3 サービスの目的

紙おむつの定額制サービスを導入することにより、保護者及び保育現場双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図る。

4 サービスの内容

提供事業者は、以下のサービスの提供等を行う。

(1) 紙おむつの利用権の提供

サービスを導入する公立保育所等（以下、「導入施設」という。）に入所する児童の保護者が利用を希望し、申し込みを行った場合に、(2)に基づき配送した紙おむつの利用権を提供する。

サービス利用の有無は、各保護者の任意とし、1か月単位で利用・解約等ができるものとする。

なお、導入施設は(5)を参照すること。

(2) 導入施設への紙おむつの配送

各導入施設からの発注を受けて、サービスに係る紙おむつを各導入施設内の指定する場所に直接配送する。

なお、配送された紙おむつの所有権は、市や導入施設には帰属しないものとする。

(3) 問い合わせへの対応

サービスに係る保護者（現に利用者でない者も含む）からの問い合わせに対して、直接、誠実に対応する。

(4) 利用者からの利用料金の徴収

サービス提供の対価として、利用者から直接、利用料金を徴収する。

(5) 導入施設

導入施設は以下のとおりとする。

①公立保育所

| 施設名 | 施設の所在地 |
|--------|-----------------|
| 春日保育所 | 茨木市西田中町1-6 |
| 郡保育所 | 茨木市郡五丁目29-4 |
| 沢良宜保育所 | 茨木市沢良宜浜三丁目13-27 |
| 総持寺保育所 | 茨木市総持寺二丁目2-15 |
| 中央保育所 | 茨木市宮元町2-34 |

②市立小規模保育施設

| 施設名 | 施設の所在地 |
|------------|--------------|
| 小規模保育施設のぞみ | 茨木市春日五丁目5-18 |

③市立認可外保育施設

| 施設名 | 施設の所在地 |
|------------|----------------|
| 待機児童保育室あゆみ | 茨木市学園町2-1 |
| 待機児童保育室みらい | 茨木市西河原二丁目16-17 |

5 その他

- (1) 市は、導入施設の登録等を行う以外は、提供事業者と直接契約を結ぶものではない。
- (2) サービス提供に係る紙おむつは新品であること。
- (3) サービス提供にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、提供事業者が負担すること。
- (4) サービスの提供開始後に、利用料金など本サービスの要素となる事項に変更が生じる場合は、事前に市及びサービス利用者に通知すること。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市と提供事業者双方協議の上で、対応を決定する。